

令和 7 年 度
第 1 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 7 年 8 月 28 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

日時 令和7年8月28日（木）午後2時35分から午後3時45分まで

場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

出席者等

- (1) 委員出席者 10名
- (2) 委員欠席者 2名
- (3) 事務局出席者 10名
- (4) 傍聴者 なし

次第

- 1 開会
- 2 正副会長の選出について
- 3 議事
 - (1) 報告事項
 - ① 令和6年度決算状況について
 - ② 令和7年度予算状況について
 - (2) 協議事項
 - 加古川市国民健康保険料の料率見直しについて
 - (3) その他
- 4 閉会

概要

事務局

ただいまから令和7年度第1回国民健康保険運営協議会を開会します。

初めに本日の資料ですが、次第、委員名簿、令和7年度版国民健康保険事業概要冊子、令和7年度第1回国民健康保険運営協議会資料、令和7年度国民健康保険運営協議会開催日程案、そして国民健康保険必携という冊子をお配りしています。新しく着任された委員の方には国保のことばという冊子も配付をしています。

次に、出欠状況について確認します。本日は、2名の委員から所用のため欠席との報告を頂いています。したがって本日の協議会には、委員定数12名に対し10名の委員に出席をいただいています。よって本日の国民健康保険運営協議会は協議会規則第4条第3項の規定のとおり、委員の定数の2分の1以上に達しており、会議が成立していることをご報告します。

次に、今回は改選後初めての運営協議会であるため、会議の開催に当たりまして、健康医療部長より挨拶を申し上げます。

事務局

(健康医療部長挨拶)

事務局

続きまして、改選後初めての協議会のため、ご出席の委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。

各委員

(出席委員による自己紹介)

事務局

議事に入ります前に、正副会長の選出を行います。

委員改選後初めての協議会となりますので、当協議会の会長及び副会長の選出が必要になります。国民健康保険法施行令により公益を代表する委員から会長を選出することとなっていますが、自薦・他薦はありますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、事務局から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局

異議がないようですので、事務局から会長、副会長を推薦させていただきたいと思いますが、これに異議はないでしょうか。

(異議なし)

事務局

異議がないようですので、恐れ入りますが、会長、副会長におかれましては、前の席へお移りいただきますようお願いします。

それでは、お2人を代表しまして、会長からご挨拶をお願いします。

会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、この後の議事運営につきましては、会長にお願いすることとなりますので、会長、よろしくお願いします。
会長	議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する本日の議事録署名委員を2名指名します。 では議事のうち、報告事項に入ります。本日は報告事項が2件です。まず、「令和6年度決算状況について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
事務局	【資料「令和7年度版国民健康保険事業概要冊子」に基づいて説明】
委員	糖尿病が加古川市で多いことを初めて聞き、驚いていますが、なぜ加古川市は多いのか、近隣の市町はどのような状況なのか、分かっている範囲で教えてください。
事務局	加古川市や近隣市町がある東播地域は糖尿病関連の検査データが悪いのですが、はっきりした要因は分かっておりません。ただ、やはり高いという事実がありますので、検査データなどを見ながら、重症化予防に取り組んでいます。
委員	例えば東北地方でしたら塩分の多いものを食べるから血圧が高いといった話を聞いたことがありますが、この辺の地域で糖尿病が増えるような、食事や運動に要因があるのかと思いましたが、その辺りはまだよく分からないということですね。
事務局	そのとおりです。
会長	続きまして、先ほどに続いてご説明をお願いします。
事務局	【資料「令和6年度決算構成比較（対前年度比）」について説明】
委員	基金について、国民健康保険事業概要の40ページに記載されている約5億6,600万円が現在の基金ということでしょうか。
事務局	協議事項で説明させていただく予定ですが、説明資料の3ページ「保険料の見直しについて」をご覧ください。令和3年度の状況から、令和7年3月末、令和6年度決算の時期までの国民健康保険事業基金の金額を載せています。令和3年度の決算時点におきましては、基金残高は約14億2,800万円ありましたが、料率を改定しなかったこともあり、赤字の決算状況が続いておりました。

その赤字部分については基金からお金を取崩し、補填していたというような状況です。令和6年度決算では、基金の金額は約5億5,700万円です。

会長

1点だけ確認させていただきたいのですが、歳入の国庫の関係で、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」というのがあります。令和6年度は3,505万9,000円、令和5年度は18万6,000円ですので、かなり数字が違うため、もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局

令和5年度の18万6,000円の内容ですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を周知するために厚生労働省が製作したリーフレット、チラシの印刷費用です。

令和6年度の約3,500万円の内容ですが、令和6年度は保険証の廃止が決まっていたため、具体的にシステム改修が必要となりました。そのシステム改修費用と、国民健康保険の被保険者の方に送付する加入者情報の通知の郵送料で3,505万9,000円となっています。

会長

それでは続きまして、「令和7年度予算状況について」を議題とします。

事務局

【資料「令和7年度当初予算構成比較（対前年度比）」について説明】

会長

先ほども社会保障・税番号制度システム整備費補助金についてお尋ねしましたが、その紐づけの環境の整備も一応単年度で終わっているようですが、今のところ順調にシステムが出来上がっていると理解してよろしいでしょうか。

事務局

システムは正常に稼働しています。紐づけについてですが、例えば、社会保険から国民健康保険へ変わった際に、被保険者の方が手続をしなくても自動的に保険の情報がマイナンバーカードに登録されるわけではありません。被保険者の方が、会社を退職したらご自身で社会保険から国民健康保険への加入の手続をしていただき、初めてマイナンバーカードに、国民健康保険の情報が入ることになります。反対に、就職して社会保険に入ることになった場合であっても、国民健康保険をやめる手続をしていただかないと、マイナンバーカードに新しい社会保険の情報は入らないことになっていますので、完全に自動化されたわけではなく、被保険者の方に手続をしていただく必要はあります。

委員

加入・喪失の手続自体はこれまでと変わらないということですね。

事務局

そのとおりです。

委員	歳入について、災害等臨時特例補助金が0円ですが、加古川市は該当しないということでしょうか。この項目が書いてあるということは、何か災害のときに入ってくるということなのでしょう。
事務局	資料には「災害等臨時特例補助金」が記載されていますが、金額は0円です。令和5年度、6年度、7年度は、この災害等臨時特例補助金は国から入ってきていません。災害などがあつたときに、国が補助金という仕組みで、国保を補助してくれるというような制度と思われますが、ここ数年はこの補助金が入ってきていません。令和2年度にこの災害等臨時特例補助金として3,200万円ほど収入がありますが、新型コロナウイルス感染症の関係での国庫補助であったと思います。
委員	その制度はまだ残っているのですか。
事務局	新型コロナウイルス感染症が5類に移行する段階で、この補助金でコロナに対する補助はなくなっていると思います。令和2年度及び3年度は収入がありましたが、令和4年度以降はこの補助は受けていない状況です。
会長	続きまして、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率の見直し」を議題したいと思いますので、よろしくお願いします。事務局は諮問書の読み上げと説明をお願いします。
事務局	【諮問書代読】
事務局	【資料「加古川市国民健康保険料の料率の見直しについて」説明】
委員	令和9年度以降は、基金は保険料率の抑制のために有効活用はできないとのことですが、令和8年度決算でも余剰分が出るとありますが、どのように活用されているのか教えてください。
事務局	現時点で分かっている範囲の説明になりますが、令和9年度以降は保険料率を抑制するために基金は使えませんが、先ほどの勉強会でもありましたが、保健事業については、市町である程度裁量をもって展開できます。例えば加古川市では人間ドックの助成制度があり、一定の補助を行っていますが、基金を活用し、その補助額の見直しをするというのも一つあると思います。一方で、この人間ドック補助は実施していない市町もあり、保険料が統一される令和9年度以降は、ある程度給付のサービスも平準化しないと不公平感が生まれる状況になります。現在、保健事業について、県が主導し平準化が検討されている状況ですが、その上で市が独自で実施する保健事業については市で支出することになります。加古川市独自で保健事業を

展開するために、基金を活用することは可能と考えています。

委員 では、令和9年度以降も必要があれば基金の活用はできるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

会長 令和9年度に保険料率統一という話ですが、今の県内の各市町の進捗状況、令和9年度に県内統一できる見通しがあるのかどうか確認させてください。

事務局 令和9年度の保険料率の統一は、現在市町ごとにばらばらな標準保険料率を兵庫県下で一つに統一することが「保険料率の統一」と言われるものになっています。

保険料率の統一に当たりまして、例えば給付の水準や、保険料の減免基準等、市町ごとにばらばらである状況ですが、ある程度一定の基準にまとめていく作業を、現時点で県と共同して行っているところです。

例えば先ほど給付の話をさせていただきましたが、保険料の減免の基準も同じ話があります。例えば兵庫県の加古川市も含めた南部の方は、退職や失業に伴い国保に加入される異動が多いですが、北部の方は異動が少ないという特性があります。失業して国保に入る場合、収入が減るため、いわゆる保険料の失業減免という制度がありますが、南部と北部で考えの違いがあります。加古川市は失業減免を認めています。北部の方では、失業減免が認められていません。このような状況ですが、最終的に兵庫県では失業減免が認められる方向で基準が決まりました。

このように市町ごとで内容が違いますので、ある程度の基準を統一する作業を進めており、令和9年度の保険料率の統一に向かっているような状況ですが、市町ごとに他にも様々な理由があるため、原則的には令和9年度、もし難しい場合は令和12年度まで、統一の猶予期間が設けられています。ただ、原則は令和9年度ですので、当市においても、令和9年度で保険料率を統一する考えでいます。

会長 なかなか統一するのは難しい部分があると少し気になっていたため確認させていただきました。本市は令和9年度に向けて着実に、ということだと思いますが、具体的な内容は、第2回の運営協議会で検討することになるかと思います。他に質問がないようでしたら、今日はこのあたりで質疑をとどめておきたいと思います。

また、この協議会終了後に質問があれば、直接事務局に聞かれても結構と聞いていますのでよろしくお願いします。

会長 最後に次第の「3 その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局	【資料「令和7年度国民健康保険運営協議会の今後の開催予定について」説明】
会長	事務局から第2回目、第3回目の会議日程案についての説明がありました。 少し先のことになりますが、日程を押さえておいていただきたいと思います。 それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了しました。終始熱心に議論いただきありがとうございました。
事務局	最後に事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。まず本日の運営協議会における報酬ですが、9月中に振り込みをさせていただく予定です。 また、本日車で来られている委員には、この後駐車券をお渡しします。 以上をもちまして、令和7年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。